



税務情報

2021年度税制改正関連情報

1. 財務省 — 「令和3年度 税制改正の解説」の公表

財務省は7月9日、「[令和3年度 税制改正の解説](#)」を公表しました。

「税制改正の解説」には、改正の背景や趣旨のほか、条文からは読み取ることができない解釈などが含まれています。

2. 国税庁 — 法令解釈通達の発遣

国税庁は7月1日及び2日、2021年度税制改正等に対応した以下の法令解釈通達を公表しました。

- [相続税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)（6月24日付）
- [「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）](#)（6月25日付）
- [「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)（6月30日付）
- [「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)（7月2日付）

たとえば、ソフトウェアに係る費用に関し、資本的支出又は修繕費の該当性を示した通達（37-10の2）や、取得価額への算入の要否を示した通達（49-8の2、49-8の3）の改正が行われています。

- [「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）](#)（7月2日付）

たとえば、試験研究費の税額控除制度や人材確保等促進税制／所得拡大促進税制に関する通達の改正が行われています。

2021 年度税制改正等に対応した「[法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)」は、6 月 25 日に発遣されています（e-Tax News No.238「[2021 年度税制改正関連情報 / 国税庁 - 法令解釈通達の発遣](#)」（2021 年 6 月 29 日発行）にてお知らせしています）。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.